

府省共通経費取扱区分表

制度・研究タイプ名：研究成果展開事業

(研究成果最適展開支援プログラム/産学共同フェーズ/ステージI/ステージII)、戦略的イバーション創出推進プログラム、産学共創基礎研究プログラム、大学発新産業創出プログラム(プロジェクト支援型/社会還元加速プログラム)

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
物品費	設備備品費	<p>＜補助金＞</p> <p>施設・器具の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその運搬等に要する経費。装置等の改修（主として機能を高め、又は耐久性を保証するための資本的支出）及びソフトウェア（機器・設備等に組み込まれて又は付属して機能するもの）を含む。なお、消耗品の定義・購入手順は別途規定するものとする。</p> <p>・消耗費 ・配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）</p>		<p>○当事業での取り扱いは補助金に準ずる</p> <p>※「企業等」に区分される機関の留意事項 ・取得価額が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものの所有権はJ-STへ譲渡する ・J-STへ譲渡する研究設備・機器等に改造を加える必要がある場合は、J-STへの事前相談が必要 ・研究機関所有の研究設備・機器等の改造費は支出不可</p>
	消耗品費	<p>＜補助金＞</p> <p>施設・器具の実施に実施した以下の例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定義・購入手続は別途規定するものとする。</p> <p>・図書、書籍、※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器類 ・試作品 等</p> <p>＜委託費＞</p> <p>配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）</p>		<p>○当事業での取り扱いは補助金に準ずる</p>
人件費・賃金	人件費	<p>＜補助金＞</p> <p>施設・専用に直接従事した人の人件費で生体的に研究費を担当する研究者の経費</p> <p>・研究実行者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る派遣手当等</p> <p>・ボスドク等、※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器類 ・試作品 等</p> <p>＜委託費＞</p> <p>配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）</p>		<p>○以下に該当する者の人件費は直接経費からの支出不可 ・研究担当者 ・国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で通常費交付金や私助成金等により公から人件費を措置されている者</p> <p>※制度固有の取扱い：「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）機能検証フェーズ」 研究代表者・企業担当者・研究開発担当者および横渡し人材の人件費は、直接経費からの支出不可</p> <p>※制度固有の取扱い：「大学発新産業創出プログラム（START）プロジェクト支援型」 以下に該当する者の人件費は、直接経費に計上することができる a. 研究開発参画者（ボスドクのみ） b. 起業家（CEO候補） c. 開発支援者 d. ポストドク・学生（RA等）</p> <p>※制度固有の取扱い：「大学発新産業創出プログラム（START）社会還元加速プログラム（SOREL）」 人件費を計上することは想定していない</p>
	賃金	<p>施設・専用に直接従事した人の人件費で被雇作業的に研究費を担当する者の経費</p> <p>・リサーチマネージャー、リサーチアシスタント ・被雇補助作業を行なうボスドク ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等</p> <p>* 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与構成等によるものとする。</p>		<p>○講演会等の謝金： ・同一研究チームの研究参加者として参画している研究者等に対しては、他の研究機関所属の者であっても支出不可</p>
直接経費	旅費	<p>旅費に限らず以下の経費</p> <p>①業務・事業を実施するあたり研究者及び補助員（学部生・大学院生を含む）の国外・国内への移動又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雜費）、学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雜費を含む。</p> <p>②上記①以外の業務・事業の協力者による業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国外・国内への移動又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雜費）</p> <p>③外国からの研究者等（大学院生を含む）の海外へ往來費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雜費）等</p> <p>* 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。</p> <p>・被験者の削除料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。</p> <p>＊「旅行雜費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「預注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいいます。</p>		<p>○旅費全般： - 原則として研究開発計画書に記載された者であること ○学生に対する旅費： - 教育のみを目的とする支出は不可 ○赴任旅費： - 当該研究開発の専従者でない場合は支出不可</p>
外注費	印刷製本費	<p>施設・専用にかかる資料類の印刷、原本に準じた複数</p> <p>・ラジ、ボスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等</p>		<p>○会議等に伴う飲食代・レセプション代： 以下に該当する者 - 研究会議等に直接的に関係する会議を主催する場合であること - 外部の研究者が参加する会議であること（研究チーム内の研究者等は被雇機関が異なる場合であっても外部の研究者とはみなさない） - 研究開発機関の規定に沿った必要最小限の支出であること</p>
	会議費	<p>施設・専用にかかる会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費</p> <p>- 研究会議等に直接的に関係する会議を主催する場合であること - 会場借料 - 国際会議の過誤料 - 会議等に伴う飲食代・セレブレーション代（アルコール類は除く）等</p>		<p>○会議等に伴う飲食代・レセプション代： 以下に該当する者 - 研究会議等に直接的に関係する会議を主催する場合であること - 外部の研究者が参加する会議であること（研究チーム内の研究者等は被雇機関が異なる場合であっても外部の研究者とはみなさない） - 研究開発機関の規定に沿った必要最小限の支出であること</p>
その他	通信運搬費	<p>施設・専用にかかる郵便料の印刷、原本に準じた複数</p> <p>・電話料、ファクシミル ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料等</p>		<p>○土地・建物借料： - 基本使用する施設・設備の使用料の計上にあたっては、利用規則等に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行うこと ○学会参加費： - 本研究の飲食費が含まれる場合には、過剰な支出とならないよう、研究開発機関の規定に従って適切に処理を行うこと ○人会費： - 当該研究の被従事者を対象とするものであること ○展示会料： - 当該研究に直接必要なものに係る手数料として区分できること ○研究成果発表費： - 書籍出版費は營利目的の出版でないこと ○特許開発経費： - 開発経費より支出すること</p>
	光熱水料	<p>施設・専用の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道料の経費</p>		<p>○専用メーターに接続しない場合には、合理的な規制により算定すること</p>
その他（諸経費）	消費税相当額（委託費のみ）	<p>上記の各項目以外に、施設・専用の実施に直接必要な経費</p> <p>・物販等の販売（荷物、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、囲堰借料 - 研究機関内の施設・設備使用料 - 学会参加費（会員登録料不可分なラブ代・バック代を含む、学会に参加するための旅費は旅費に計上） - 学会参加費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） - 研究成果発表料（論文審査料・論文採択料・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版料、査読料等） - 旅費（空港使用料、旅券の交付手数料等） - 会場費 - 会議料（業務・事務に必要なもの） - 握手料 - データ・機器等の使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） - 特許開発経費 - 事業相談費 - 業品・施設等処理代 - 書籍等のマイクロフィルム化・データ化 - レンタカード、タクシード（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く）等</p>		<p>○制度固有の取扱い：「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）機能椝証フェーズ/産学共同フェーズ」 ○特許開発経費： - 直接経費より支出可能な機関は大学等のみ。 - 企業等は間接経費より支出すること - 委託研究開発の成果率に基づくものであること - 日本国内特許の開発経費であること - 当該研究開発期間中に特許権を取得する方針であること</p>
	間接経費	<p>直接経費に対して一定比率で当社され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被雇機関が負担する経費。</p>		
再委託費・共同実施費		<p>被雇機関が委託者との一括をさらに第三者に委託又は第三者と共に実施するための経費（間接経費相当分を含む）</p>		<p>○再委託・共同実施費は原則として計上不可</p>

* 本区分表については、「府省共通経費取扱区分表の取扱について」も併せて参照すること。

* 各項目の執行に係る取扱詳細については、委託研究契約事務処理説明書(共通版)及び(補完版)を参照すること。